

第9章 福利厚生

1 福利厚生等事業

(1) 教職員の健康管理

ア 教職員の健康診断等

都立学校については東京都教育委員会が、区市町村立小・中学校等については区市町村教育委員会が、学校保健安全法、労働安全衛生法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき毎年定期健康診断を実施している。

都立学校の教職員については、一般健康診断（呼吸器系・生活習慣病・消化器系健診）、特別健康診断（女性・情報機器・腰痛及び特定化学物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診・高気圧業務従事者健診）及び検査（C型肝炎ウィルス・前立腺がん）を実施している。

また、健康診断の有所見者等を対象としたリーフレットの配布などの保健指導を実施し、疾病の早期発見や生活習慣の改善を図っている。

イ 教職員の精神保健管理

東京都では、病気休職者のうち、精神疾患で休職する教職員の割合が高い。

東京都教育委員会では、精神保健相談、土日相談、セミナー講師や新規採用教員の個別のカウンセリングなどのための臨床心理士等派遣、新任副校长に対する研修である副校长ベーシックプログラム、ストレスチェック、啓発冊子の配布など、「こころの病」に対する「早期自覚」・「早期対処」に重点を置いたメンタルヘルス事業を展開している。

また、メンタルヘルス不調を未然に防止し、教職員が安心して働く職場環境を整備するため、臨床心理士等が小中学校を訪問し、教職員と面談を行うアウトリーチ型相談事業を実施している。

さらに、休職者が円滑に職場復帰し、再休職を予防するための職場復帰支援として、医療機関等におけるリワークプログラム、学校におけるリワークプログラム及び公立学校共済組合と連携し、医療機関プログラムと学校プログラムを一体とした職場復帰支援連携プログラムなど、復職に向けた支援を実施している。

(2) 公務災害補償及び通勤災害補償

公務災害補償又は通勤災害補償とは、公務の遂行により、又は通勤途上において、その生命又は身体を損傷した場合に、それによって生じた損失を補償するための制度である。教職員の公務災害と通勤災害に関する認定と補償等は、地方公務員災害補償法、東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例その他関係法規に基づき、地方公務員災害補償基金及び東京都教育委員会が行っている。

令和5年度公務・通勤災害認定件数

(単位：件)

区分 種別	小学校	中学校	義務教 育学校	高等 学校	中等教 育学校	特別支 援学校	学校給食 センター	事務局	計
公務災害	344	158	9	84	2	91	1	0	689
通勤災害	56	36	0	35	1	11	0	0	139
計	400	194	9	119	3	102	1	0	828

(3) 東京都教職員住宅

地方公務員法第41条、第42条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定に基づき、教職員の福利厚生の充実及び人事交流を円滑に行うために設置している。

(令和6年3月31日現在)

地 域 別	世帯及び小世帯用	单 身 用	計
多摩地区	43 戸	0 戸	43 戸
島 し ょ	671 戸	43 戸	714 戸
計	714 戸	43 戸	757 戸

(4) 東京都公立学校教職員財産形成貯蓄

勤労者財産形成促進法及び関係法令に基づき、東京都公立学校教職員の財産形成貯蓄を昭和59年度から実施している。

(5) 退職手当

退職手当は、教職員等が退職した場合、職員の退職手当に関する条例等に基づいて支給している。

令和5年度退職手当の支給状況

退職種別		件 数 (件)	金 額 (千円)
普通退職		4,581	5,017,488,196
定 年 退 職 等	定 年 退 職	0	0
	勵 奨 等 退 職	592	12,786,597,657
	死 傷 病 退 職	33	510,003,187
	小計	5,206	18,314,089,040

特別職退職	1	6,907,680
合 計	5,207	18,320,996,720

(6) 恩給

恩給は、地方公務員等共済組合法施行（昭和37年12月1日）以前に東京都の義務教育諸学校等を退職した教職員とその遺族に対して、恩給法又は東京都恩給条例に基づいて支給している。

令和5年度恩給及び扶助料の支給状況

法 令	種 別	件 数 (件)	金 額 (千円)
恩給法	恩 給	8	14,072
	扶助料	19	23,281
東京都恩給条例	退隠料	1	1,447
	遺族扶助料	1	1,736
合 計		29	46,089

2 共済事業

都内の公立学校に勤務する教職員を対象とした共済事業は、公立学校共済組合東京支部が実施している。令和6年度の概要は、次のとおりである。

(1) 組合員及び被扶養者数

組合は、職員をもって組織することとされており、職員の範囲がそのまま組合員の範囲となっている。また、組合員と一定の身分関係にあり、主として組合員の収入によって生計を維持している者が、被扶養者として認定される。

令和4年10月に社会保険の適用拡大が行われ、「常時勤務に服することを要さない地方公務員」（非常勤の職）であっても、資格取得要件を満たせば「短期組合員」として資格取得することとなった。

(令和6年3月31日現在)

	組合員	被扶養者	合 計
一般	71,068 人	44,894 人	115,962 人
短期	16,984	3,278	20,262
計	88,052	48,172	136,224

(2) 短期給付

短期給付は、民間の健康保険に代わる制度で、組合員及び被扶養者の公務によらない病気、負傷、出産、死亡、災害等の事由による経済的負担を補てん又は軽減することを主な目的として給付を行っている。給付には法律によってその種類と要件が定められている法定給付のほか、各共済組合が任意に定める附加給付がある。

また、附加給付と同じ働きをするものとして一部負担金の額等の払戻しの制度が別途措置されている。

区分		給付の種類
法定給付	保健給付	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産費、家族出産費、埋葬料、家族埋葬料
	休業給付	傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金
	災害給付	弔慰金、家族弔慰金、災害見舞金
附加給付		家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、出産費附加金、家族出産費附加金、埋葬料附加金、家族埋葬料附加金、傷病手当金附加金
一部負担金払戻金		

(3) 長期給付

長期給付（年金）の給付には、老齢、障害、遺族の三種類があり、教職員等が一定の年齢に達したとき、一定の障害の状態になったとき又は死亡したときにそれぞれの要件により支給される。

平成27年10月から実施された被用者年金制度の一元化により「共済年金制度」は「厚生年金保険制度」に統一されたが、公務員共済組合期間を有する者の公務員期間分の年金は、最後に所属した共済組合で支給している。また、共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設された。なお、平成27年9月30日までの組合員期間を有する者は、その期間に応じて「経過的職域加算額」が支給される。

なお、令和4年10月の制度改正 ((1)参照) により資格取得した「短期組合員」には、厚生年金（一般厚生年金（日本年金機構））が適用されるため、長期給付（公務員厚生年金（公立学校共済組合））に関する規定は適用しない。

(4) 福祉事業

ア 資金貸付事業

福祉事業の一環として、組合員の臨時の支出に対する貸付を行っている。

主な貸付種類は一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭等があり、利率は、平成30年1月1日から1.32%となっている。

また、災害等の被害に遭った場合には災害貸付等の貸付種類があり、利率は、平成30年1月1日から0.99%となっている。

貸付金の主な原資は、退職等年金経理の剰余金から借り入れている。

イ 保健事業

組合員とその被扶養者の健康保持と福祉増進を目的とした事業を行っている。